

資料 33

海外経済協力業務実施方針（国際協力銀行）（抄）

国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第二十三条第2 項第一号の業務（以下、「円借款業務」という。）を、我が国の外交政策及びその他の関連する政策に即応しつつ、効果的かつ効率的に実施するため、同法第二十六条に基づき定める国際協力銀行の平成14 年4 月1 日から平成17 年3 月31 日までの海外経済協力業務実施方針を、ODA 大綱やODA 中期政策をはじめとする政府開発援助（ODA）に関する基本方針・政策を踏まえつつ、以下の通り定めます。

4．運営に当たって配慮すべき事項

今後の業務運営に当たっては、特に、以下の事項に配慮します。

（2）適切な環境配慮・社会配慮

開発途上国が持続可能な経済・社会の発展を実現するためには、環境配慮・社会配慮を図ることが必要です。このような観点から、国際協力銀行では環境ガイドラインを策定しており、これに基づき、全ての案件について環境審査を行っています。今後とも、自然環境や住民移転などの社会面への影響を厳格に審査するとともに、環境・社会面の影響が認められる事業については、開発途上国の政府に対し適切な措置を求めつつ、実施を検討していきます。

また、案件形成・選択、事業の実施、評価にあたっては、意思決定の過程に地域住民等の参加を促進するとともに、地域住民やNGOの意見に耳を傾け、環境に十分配慮し、地域の社会経済状況を適切に把握した上で実施すること、及び、貧困層、女性、少数民族などの社会的弱者への配慮の一層の充実に努めます。さらに、受益者が特定の集団に偏ることなどによって生じる紛争の回避などの予防への配慮も行います。このため、円借款業務において、開発事業を支援する際の社会配慮の指針を整備します。